ユニット型指定介護老人福祉施設 夢あかり 運営規程

第１章　　施設の目的と運営の方針

第１条（事業の目的）

社会福祉法人北叡会が開設する特別養護老人ホーム（ユニット型指定介護老人福祉施設）夢あかり（以下「施設」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の管理者や従業者が、要介護状態にある入居者（以下、「入居者」という）に対し、適正なサービスを提供することを目的とします。

第２条（運営の方針）

施設は、要介護状態と認定された入居者に対し、介護保険法等の主旨に沿って、入居者の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅での生活への復帰を念頭におき、かつ常に入居者の立場に立ってサービスを提供することにより、入居者がその有する能力に応じ､自立した日常生活を営むことを支援することを目指すものとします。

２　施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

第３条（施設の名称及び所在地等）

施設の名称及び所在地は、次のとおりとします。

（１）名称　　江別地域複合型ライフケアセンター夢あかり

（２）所在地　　北海道江別市ゆめみ野東町１番地５

第２章　　従業者の職種、員数及び職務の内容

第４条（従業者の職種・員数及び職務内容）

施設に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとします。

（１）管理者　　１人（常勤）

従業者の管理、業務の実施状況の把握、その他の総括管理・指導を行います。

（２）医師　　１人（非常勤）

入居者の診療・健康管理及び保健衛生指導を行います。

（３）看護職員　　５人（常勤４人、非常勤１人）

入居者の保健衛生管理及び看護業務を行います。

（４）介護職員　　６７人（常勤４６人、非常勤２１人）

入居者の日常生活全般にわたる介護業務を行います。

（５）生活相談員　　２人（常勤２人）

入居者及び家族からの生活相談や苦情への対応、市町村との連携、ボランティアの開発指導等を行います。

（６）管理栄養士　　３人（常勤３人）
食事の献立作成、栄養計算、入居者に対する栄養指導等を行います。
（７）機能訓練指導員　　２人（常勤２人）
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行います。
（８）介護支援専門員　　２人（常勤２人）
施設サービス計画の原案作成等を行います。
（９）事務職員　　８人（常勤７人、非常勤１人）
事務職員は、一般事務、経理及び庶務に関する業務を行います。

２　職員の定数は、配置基準を下回らない員数を置き、前項に定めるもののほか必要に応じた増員を図り、またはその他の職員を置きます。

第３章　利用定員

第５条（入居者の定員）

施設に入居できる入居者の定員は８０名とし、災害等やむを得ない場合を除いて、入居定員及び居室の定員を超えて入居することはできません。

第４章　設備及び備品等

第６条（居室）

施設は、入居者の居室にベッド・洗面台・足元灯・ナースコール等を備品として備えています。

第７条（共同生活室）

共同生活室は各ユニットに属するものとし、入居者が食堂として使用、また交流し共同生活を営なむために充分な広さを備え、入居者が使用できるテーブル・いす・食器類などの必要な備品類を備えています。

２　入居者が、心身の状況に応じて家事を行うことができるよう、共同生活室に簡易な調理設備を設置します。

第８条（医務室）

施設は、入所者の診療・治療のために、医務室（医療法に規定する診療所）を設け、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療器具を備えています。

第９条（浴室）

施設は、浴室には入居者が使用しやすいよう手すりを設け、一般浴槽の他に要介助者のためのリフト式浴槽を設けています。

第 10 条（洗面所及び便所）

施設は、必要に応じて各階各所に洗面所や便所を設けています。

第 11 条（機能訓練室）

施設は、入居者が使用できる充分な広さを持つ機能訓練室を設け、目的に応じた機能訓練器具等を備えています。

第 5 章　契約及び運営

第 12 条（内容及び手続きの説明並びに同意及び契約）

施設は、サービス提供の開始に際して、入所申込者又はその家族に対して、運営規定の概要、従業者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付し説明を行い、同意を得た上で契約書を締結します。

第 13 条（受給資格等の確認）

施設は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認することができます。

第 14 条（入退居）

施設は、要介護認定にて要介護と認定され、かつ居宅において常時の介護を受けることが困難な者に対してサービスを提供します。

２　施設は、正当な理由なくサービスの提供を拒否しません。

３　施設は、入居申込者が入院治療を必要とする場合や、入居申込者に対して適切な便宜を供与することが困難な場合には、適切な医療機関や介護老人保健施設等を紹介する等の適切な措置を速やかに講じることとします。

４　施設は、申込者の入居に際しては、その者の心身の状況や病歴等の把握に努めます。

５　施設は、入居者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、入居者が居宅で日常生活を営むことができるか否かを検討します。検討に当っては、従業者間で協議します。

６　施設は、居宅での日常生活が可能と認められる入居者について、本人及びその家族の要望、退居後に置かれる環境等を勘案し、円滑な退居のための援助を行います。

７　施設は、入居者の退居に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供や、その他保健・医療及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第 6 章　サービス

第 15 条（施設サービス計画の作成）

施設の管理者は、介護支援専門員に、施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。

２　施設サービス計画の作成を担当する介護支援専門員（以下、「計画作成介護支援専門員」という）は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入居者についてその有する能力や置かれている環境等の評価を通じて、現に抱える問題点を明ら

かにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握します。

3　計画作成介護支援専門員は、入居者やその家族の希望及び入居者について把握した課題に基づき、施設サービス計画の原案を作成します。原案は、他の従業者と協議のうえ作成し、サービスの目標とその達成時期、サービスの内容、サービスの提供の上で留意すべき事項を記載します。

4　計画作成介護支援専門員は、施設サービス計画の立案について入居者に説明し、同意を得ます。

5　計画作成介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、他の従業者との連絡を継続的に行い、施設サービス計画の実施状況を把握します。

第 16 条（サービスの取り扱い方針）

施設は入居者の要介護状態の改善又は悪化の防止に資するよう、入居者の心身の状況等に応じて、入居者本位の適切な処置を行います。

2　サービスを提供するに当っては、入居者の心身の状況等について把握するとともに、サービス内容の確認を行います。

3　施設は、サービスを提供するに当って、その施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう、配慮して行います。

4　施設は、サービスを提供するに当っては懇切丁寧を旨とし、入居者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行います。

5　施設は、サービスを提供するに当って、入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は行いません。また、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

6　施設は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、サービスの評価を常に見直すことで改善を図ることとします。

第 17 条（介護の内容）

介護に当っては、入居者の心身の状況に応じ、入居者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって行います。

2　施設は、１週間に２回以上、適切な方法により入居者を入浴させ、また清拭を行います。

3　施設は、入居者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行います。

4　施設は､おむつを使用せざるを得ない入居者については､おむつを適切に交換します。

5　施設は、前各項に規定するものの他、離床・着替え・整容等の介護を適切に行います。

第 18 条（食事の提供）

食事の提供は、栄養及び入居者の身体状況・嗜好等を考慮したものとし、適切な時間に行うこととします。また、入居者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して行うよ

う努めます。
２　食事の時間は、おおむね以下のとおりとします。
　　朝食　７：00～９：00
　　昼食　11：30～13：30
　　夕食　17：00～19：30

第 19 条（相談及び援助）
　施設は、常に入居者の心身の状況やその置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言やその他の援助を行います。

第 20 条（社会生活上の適宜の供与等）
　施設には、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入居者のためにレクリエーションの機会を設けます。
２　施設は、入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、入居者又はその家族が行うことが困難である場合は、その同意を得て代行します。
３　施設は、常に入居者の家族との連携を図り、入居者と家族の交流等の機会を確保するよう努めます。
４　施設は、入居者の外出の機会を確保するよう努めます。

第 21 条（機能訓練）
　施設は、入居者の心身の状況等に応じて、日常生活を営む上で必要な機能の回復又は維持するための訓練を実施します。

第 22 条（健康管理）
　施設の医師又は看護職員は、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとります。

第 23 条（入居者の入院期間中の取り扱い）
　施設は、入居者が医療機関に入院する必要が生じた場合、入院後おおむね３ヶ月以内の退院が明らかに見込まれる場合には、入居者本人及び家族の希望等を勘案して、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び施設に円滑に入居できるよう配慮します。

第 24 条（利用料及びその他の費用）
　サービスを提供した場合の利用料の額は､厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該介護老人福祉施設におけるサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額とします。
２　施設は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した場合には、その入居者から利用料の一部として、指定介護老人福祉施設サービスに係る施設介護サービス費用基準額から施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受け

るものとします。

3　施設は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合には、入居者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにします。

4　施設は、前２項のほか、次に掲げる費用を徴収します。

（１）食事の提供に要する費用

（２）居室の使用に要する費用

（３）理美容代など入居者の選択によりかかるサービスの利用料

（４）日常生活費のうち、入居者が負担することが適当と認められる費用

5　サービスの提供に当って、入居者又はその家族に対して、サービスの内容及び費用について説明し、入居者又はその家族の同意を得ます。

第 25 条（利用料の変更等）

施設は、介護保険関係法令の改正等並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができます。

2　施設は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書により説明、同意を得るものとします。

第 7 章　　留意事項

第 26 条（日課の励行）

入居者は、管理者や医師、生活相談員、看護従業者、介護従業者、機能訓練指導員等の指導による日課を励行し､共同生活の秩序を保ち､相互の親睦に努めることとします。

第 27 条（喫煙及び飲酒）

喫煙・飲酒は、施設内の所定の場所及び時間に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含み禁煙・禁酒にご協力頂きます。

第 28 条（外出及び外泊）

入居者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより管理者に連絡をお願いしています。

第 29 条（健康保持）

入居者は健康保持に留意するものとし、施設で行う健康診断や予防接種は可能な限り受けて頂きます。

第 30 条（衛生保持）

入居者は、生活環境の保全のため、施設内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持にご協力頂きます。

第 31 条（禁止行為）

入居者は、施設で次の行為をしてはいけません。

（１）宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。

（２）喧嘩、口論、泥酔などで他の入居者等に迷惑を及ぼすこと。

（３）施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。

（４）指定した場所以外で火気を用いること。

（５）故意に施設もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

第 32 条（入居者に関する市町村への通知）

入居者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知します。

（１）正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

（２）偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

第８章　　従業者の服務規程と質の確保

第 33 条（従業者の服務規程）

従業者は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念します。服務に当っては、協力して施設の秩序を維持し、常に以下の事項に留意します。

（１）入居者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇する。

（２）常に健康に留意し、明朗な態度を心がける。

（３）お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がける。

第 34 条（衛生管理）

従業者は、設備等の衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適切に行います。

２　感染症の発生防止及びまん延防止のために必要な措置を講じます。

３　感染症または食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、指針の整備と、定期的な研修を行い、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ることとします。

第 35 条（従業者の質の確保）

施設は、従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保します。

第 36 条（従業者の健康管理）

従業者は、施設が行う年１回の健康診断を受診します。ただし、夜勤業務の従事者については、年２回の健康診断を受診します。

第 37 条（個人情報の保護）

施設及び従業者は、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持することを厳守します。

２　施設は、従業者が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければなりません。

３　施設は、関係機関、医療機関等に対して、入居者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により入居者の同意を得ることとします。

４　施設は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合、入居者及びその家族の個人情報の利用目的を公表します。

５　施設は、個人情報の保護に係る規定を公表します。

第 9 章　　緊急時、非常時の対応

第 38 条（緊急時の対応）

従業者は、入居者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関及び各関係機関に連絡する等の必要な措置を講じ、管理者に報告する義務を負います。

第 39 条（事故発生時の対応）

施設は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び入居者の家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努め、その対応について協議します。

２　施設は、入居者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとします。ただし、施設及び従業者の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではありません。

３　事故発生の防止のための委員会を設置し、指針に基づき、安全管理の徹底を行い、定期的（年２回以上）に施設内職員研修を実施することとします。

第 40 条（非常災害対策）

施設は、非常災害時においては、入居者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努めます。

２　施設は、消防法等関連法規に基づき防火管理者を設置して、非常災害対策を行います。

３　施設は、非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び非難に関する計画を作成します。

４　施設は、従業者及び入居者等に対し防災計画等の周知徹底を図るため、年１回以上の総合非難訓練、年２回以上の防火教育及び基本訓練（うち１回は夜間を想定した訓練）を実施します。

第 10 章　　その他

第 41 条（身体拘束等）
施設は、原則として入居者に対する身体的拘束を廃止します。万一、入居者又は他の入居者、職員等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の入居者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載します。

第 42 条（褥瘡対策等）
施設は、入居者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備します。

第 43 条（苦情処理）
施設は、入居者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じます。
２　施設は、提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、入居者からの苦情に関する調査に協力します。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。
３　施設は、サービスに関する入居者からの苦情に関して、北海道国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、北海道国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。

第 44 条（記録の整備）
施設は、従業者・設備及び会計に関する諸記録を整備しておくものとします。
２　施設は、入居者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から２年間保存するものとします。

第 45 条（地域との連携）
施設は、事業の運営に当たり、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に努めます。

第 46 条（掲示）
施設内の見やすい場所に、運営規定の概要、従業者の勤務体制、協力医療機関、利用料、苦情処理体制、個人情報保護指針その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示します。

第 47 条（協力医療機関等）
施設は、入院等の治療を必要とする入居者のために、あらかじめ協力医療機関を定めます。

第 48 条（居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止）

施設及び従業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対して、要介護被保険者に当施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しません。

２　施設及び従業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当施設からの退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受しません。

第 49 条（その他）

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、施設と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

附則　　この規程は、平成２３年４月１８日より施行します。
この規程は、平成２４年６月１日に一部改定します。
この規程は、平成２６年４月１日に一部改定します。
この規程は、平成２６年９月１日に一部改定します。
この規程は、平成２７年４月１日に一部改定します。
この規程は、平成２８年４月１日に一部改定します。
この規程は、令和３年１月１日に一部改定します。